

愛知県新型コロナウイルス等対策行動計画の骨子について

改定の経緯

愛知県新型コロナウイルス等対策行動計画は、2012年に制定された新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、2013年に策定された。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症や新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう新型コロナウイルス等対策政府行動計画が2024年7月2日に抜本的に改正されたため、県行動計画についても改定を行う。

基本理念

平時から感染症危機に対応できる体制を作ること、新型コロナウイルス感染症や新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に対応できる社会を目指す。

計画期間

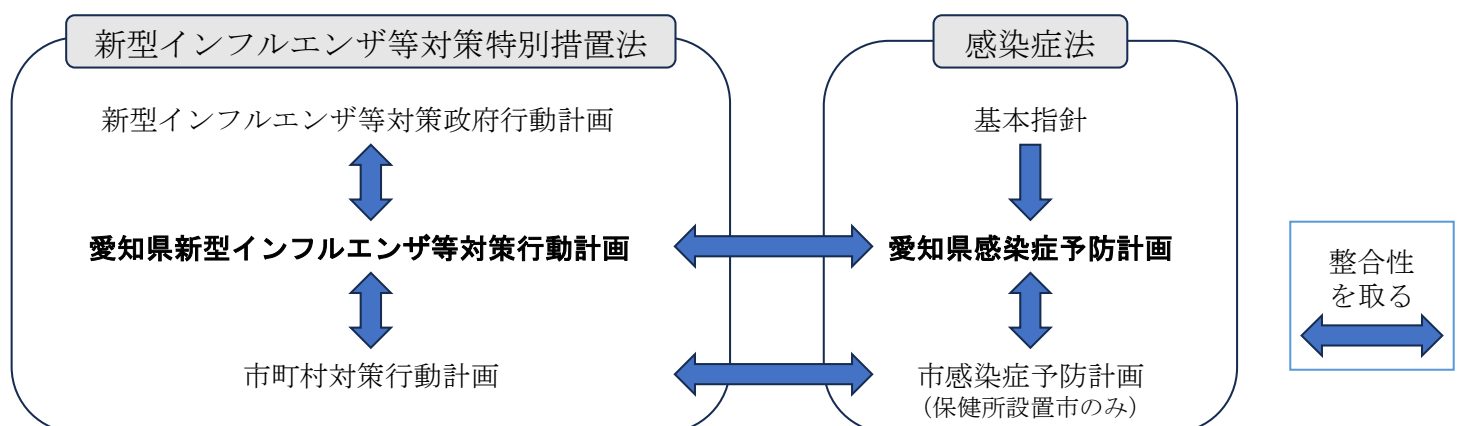
2025年度から2030年度までの6年間

1

愛知県新型コロナウイルス等対策行動計画の骨子について

感染症予防計画との関係

行動計画は2024年3月に改定した愛知県感染症予防計画と整合性を取る必要がある。



2

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の骨子について

主な改定内容

項目	新計画	現計画（2013年策定）
対象疾患	新型インフル、新型コロナ以外の 呼吸器感染症も念頭に記載を充実	新型インフルエンザがメイン
対策時期	準備期、初動期、対応期の3期に分け、 特に準備期の取り組みを充実	未発生期、海外発生期 県内未発生期（国内発生早期以降） 県内発生早期、県内感染期、小康期
対策項目	<u>13項目</u> ①実施体制、②情報収集・分析、 ③サーベイランス、 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、 ⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、 ⑫物資、⑬県民生活・県民経済	<u>6項目</u> ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥県民生活・県民経済

実効性の確保

毎年度、定期的なフォローアップを行い、取組の改善を行う。
 また、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに行動計画の改定を行う。

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の骨子について

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画と県行動計画

- 第1章 感染症危機を取り巻く状況
- 第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 第3章 政府の感染症危機管理の体制
- 第4章 県の取組の経緯
- 第5章 県行動計画の改定

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
 - 第1節 有事のシナリオの考え方
 - 第2節 感染症危機における有事のシナリオ
- 第4章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- 第5章 対策推進のための役割分担
- 第6章 県行動計画における対策項目と横断的視点
 - 第1節 県行動計画の主な対策項目並びにその基本理念及び目標
 - 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点
- 第7章 県行動計画の実効性を確保するための取り組み等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析
- 第3章 サーベイランス
- 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 第5章 水際対策
- 第6章 まん延防止
- 第7章 ワクチン
- 第8章 医療
- 第9章 治療薬・治療法
- 第10章 検査
- 第11章 保健
- 第12章 物資
- 第13章 県民生活・県民経済

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の骨子について

行動計画各論の全体像（第3部）

現計画の対策項目を見直し、新規項目を加えることで、従来の6項目から13項目へ拡充した。

新計画	現計画	新計画	現計画
①実施体制	①実施体制	⑧医療	⑤医療
②情報収集・分析	②サーベイランス・情報収集	⑨治療薬・治療法	
③サーベイランス		⑩検査	
④情報提供・共有・リスクコミュニケーション	③情報提供・共有	⑪保健	
⑤水際対策	④予防・まん延防止	⑫物資	⑥県民生活及び県民経済の安全確保
⑥まん延防止		⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	
⑦ワクチン			

は新規項目

各項目の考え方及び取組

各論13項目について、それぞれ以下の段階（フェーズ）ごとの対策について記載をする。

準備期：感染症が発生する前段階（平時）に必要な対応等を定めた計画

初動期：感染症の発生初期に必要な初動対応を定めた計画

対応期：感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等を定めた計画

有事の際の対応策を整理し、準備期（平時）の取り組みの充実を図るものとする。

①実施体制

ポイント	・平時から、国、県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関等の連携体制を強化する。 ・県は、必要に応じて総合調整や指示を行いながら、対策を的確かつ迅速に実施する。
準備期	・県、市町村、指定地方公共機関における行動計画や業務計画の作成・見直しを行い、各主体における役割分担や対策の選択肢を整理 ・有事に備えた実践的な訓練、人材育成 ・関係機関との連携構築・強化（国、市町村、業界団体、警察、消防等）
初動期	・政府対策本部の設置を受け、速やかに県対策本部を設置 ・関係機関で速やかに情報共有し、必要に応じて県対策本部幹事会等を開催の上、対応方針を協議 ・準備期の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化 ・必要に応じて全庁体制へ移行 ・必要な予算の確保（国への財政支援要請）
対応期	・保健所や衛生研究所と連携し、一元的に情報を把握する体制を整備し、地域の実情に応じた適切な対策を実施 ・必要に応じた総合調整・指示、応援職員の派遣・代行 ・必要に応じて、国や他の都道府県に応援要請 ・必要な予算の確保（国へ財政措置要請）

②情報収集・分析

ポイント	・利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、国におけるリスク評価も踏まえ、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。
準備期	・急性呼吸器感染症について、全国的な流行状況や臨床研究に資する情報の収集体制の整備 ・国やJIHSと連携して、情報収集・分析の実施体制の運用訓練 ・国が推進するDXにより導入されるシステムの積極的活用
初動期	・地方衛生研究所等と連携し、国及びJIHSが実施する情報収集・分析及びリスク評価についての情報を収集する体制の確立 ・国及びJIHSの感染症インテリジェンス体制の強化、継続的なリスク評価に資する情報の提供 ・リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施
対応期	・引き続き、国及びJIHSの感染症インテリジェンス体制の強化、継続的なリスク評価に資する情報の提供 ・国の方針を踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し ・流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替え

③サーベイランス

ポイント	・感染症の発生動向や、海外及び県外からの病原体の流入等を、体系的かつ統一的手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う。 ・感染症の発生を早期に探知し、情報収集・分析及びリスク評価が迅速に行われる体制を整備する。
準備期	・国が整備する体制を活用し、患者情報、病原体情報等の感染症発生動向等を平時から把握 ・海外からの帰国者のうち、有症の者について、ウイルス検索等を行い、病原体の侵入状況を調査 ・感染症発生動向調査結果等の国への報告 ・国からの技術的な指導及び支援並びに研修の提供等を活用し、有事におけるサーベイランス実施体制に必要な準備
初動期	・有事の感染症サーベイランスの開始（疑似症→全数把握、入院、病原体ゲノム等のサーベイランス） ・準備期から実施している感染症サーベイランスの継続的実施 ・国、JIHS、地方衛生研究所等と連携し、発生状況を迅速に把握し、感染症対策に関する情報と合わせて、県民へ迅速に分かりやすく提供・共有
対応期	・流行状況に応じたサーベイランス体制の柔軟な見直し ・必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断した感染症サーベイランスの実施 ・引き続き発生状況を迅速に把握し、県民等へ迅速に提供・共有

7

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ポイント	・感染症危機において発生する恐れのある情報の錯綜、偏見・差別、偽・誤情報等に混乱せず、効果的な感染対策を実施するため、平時から感染症に関する情報の提供・共有方法の整理、普及啓発及びリスクコミュニケーション体制を整備する。
準備期	・情報提供・共有方法の整理 ▶ 県民が必要な情報を入手するための媒体及び方法の整備 ▶ 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への配慮 ・偏見・差別等に関する啓発 ・偽・誤情報に関する啓発 ・リスクコミュニケーションの体制整備
初動期	・準備期で整備した取組を実施 ・関係部局、市町村、指定（地方）公共機関の情報等を集約し、総覧できるウェブサイトを立ち上げ ・県民の不安や意見を把握するためのコールセンターを設置
対応期	・初動期の対応を引き続き実施しつつ、県民の関心事項、感染時期に応じた適切な対応を実施 ▶ 可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明 ▶ 特に影響の大きい年齢層に対し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを実施

⑤水際対策

ポイント	・県内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機へ対応する準備のための時間を確保する。
準備期	・水際対策の実施に関する体制の整備 ▶ 関係機関が実施する訓練に参加 ▶ 医療機関、宿泊施設、消防機関、民間検査会社と協定を締結 ・在外邦人及び出国予定者への情報提供、共有に関する体制の整備 ・検疫所との連携 ▶ 患者移送に関する意見交換を実施
初動期	・国の情報を関係機関と共有 ・在外邦人への支援 ▶ 旅券発給者及び留学者に情報提供、注意喚起 ・検疫所との連携強化 ▶ 帰国者等の健康監視を実施 ▶ 密入国防止を目的とした沿岸部の警戒活動を強化
対応期	・初動期の取組を引き続き実施しつつ、感染状況、県民の生活及び社会活動への影響等を考慮して、柔軟に対策の強度を切り替え ・感染拡大によりまん延防止の必要が認められる場合は、帰国者等の健康監視を国に要請

⑥まん延防止

ポイント	・緊急事態宣言等発令時に考慮する指標を平時から検討し、発令時には、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ・感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療及び県民生活・社会経済活動への影響の軽減を図る。
準備期	・まん延防止等重点措置、緊急事態宣言等発令時の対策に係る参考指標等の検討 ・対策強化に向けた県民、事業者の理解促進
初動期	・まん延防止等重点措置、緊急事態宣言等発令時の準備 ・感染症法に基づく患者への対応（入院勧告等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）の確認 ・業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備
対応期	・患者や濃厚接触者に対し入院勧告、外出自粛等の要請 ・住民に対し外出自粛、移動自粛等を要請 ・事業者、学校等に対し、営業時間の短縮、休校等を要請 ・発生時期等に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

⑦ワクチン

ポイント	・ 県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにするため、ワクチン接種の必要な準備を行い、接種後の症状について情報収集し、健康被害の迅速な救済に努める。
準備期	・ 研究機関からの情報収集、必要に応じて研究機関の支援 ・ 接種体制の整備 ▶ 市町村、医師会、卸売販売業者団体等と協議 ▶ 事業者登録の周知・協力 ▶ 接種に係る訓練を実施 ・ 特定接種・住民接種体制を構築 ▶ 市町村への協力、技術的支援
初動期	・ 準備期で整備した接種体制の準備 ▶ 必要な資材、予算を確保 ▶ 大規模接種、職域接種、小児接種等を実施する場合は、設置会場等を準備 ・ ワクチン接種に携わる医療従事者の確保
対応期	・ 初動期で構築した接種体制の実施 ・ ワクチンの安全性に係る情報収集・提供 ・ 健康被害に関する速やかな救済 ・ 接種に関する情報提供

⑧医療

ポイント	・ 平時から、医療機関等を中心に訓練や研修を実施し、県連携協議会の活用等により、医療提供体制について準備するとともに、有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ感染症医療を提供できる体制を確保し、県民の生命及び健康を守る。
準備期	・ 有事における役割分担の整理と体制の整備 ・ 国内外での発生を把握した段階での相談センターの整備 ・ 県予防計画に基づく医療提供体制、宿泊療養施設の確保 ・ 医療機関、消防機関等への研修・訓練の実施 ・ 医療機関への設備整備強化 ・ 連携協議会の活用
初動期	・ 相談、受診及び入院までの流れの整備 ・ 医療機関に対し、医療提供体制に関する情報のG-MISへの確実な入力や、症例定義に該当する患者を診察した際の保健所への連絡について要請 ・ 検査措置協定機関への検査体制準備要請 ・ 相談センターの設置
対応期	・ 段階的に医療体制を拡充し、入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分け ・ 流行初期医療確保措置の実施 ・ 協定締結医療機関による医療提供体制の確保 ・ 相談センターの強化 ・ 相談センター、発熱外来の受診方法等の周知

9

⑨治療薬・治療法

ポイント	・ 有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、普及させるため、平時からの情報共有や備蓄等の体制作りを努める。
準備期	・ 国からの情報収集 ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発への積極的協力 ・ 情報収集した治療薬・治療法の使用に向けた、医療機関等との体制構築 ・ 抗インフルエンザ薬の計画的かつ安定的備蓄
初動期	・ 国からの情報収集、医療機関等への情報提供・共有 ・ 準備期に整理した体制を活用し、必要な患者への公平な配分 ・ 抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況把握と国への報告 ・ 必要時、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を要請
対応期	・ 国から国内外の研究開発動向等の情報を収集し、関係機関で共有 ・ 治療薬の流通管理 ▶ 国と連携し、治療薬の適切な使用の要請と、適正な流通の指導 ▶ 準備期に整理した体制を活用し、適時に公平な抗インフルエンザウイルス薬の配分を実施 ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用

⑩検査

ポイント	・ 患者等を診断し早期に治療につなげること、流行実態の把握、患者等からの感染拡大防止に努める。 ・ 必要な検査体制を整備することで、まん延防止と社会経済活動の両立に寄与する。
準備期	・ 地方衛生研究所等とJIHSとの連携強化 ・ 検査関係機関等と連携を図り、検査等措置協定の締結等、迅速に検査を実施できる体制の整備 ・ 訓練等による検査体制の維持・強化 ・ 検査物資の備蓄、確保
初動期	・ 地方衛生研究所等、検査等措置協定締結機関等における迅速な検査体制の立ち上げ ・ 予防計画で定める検査実施能力を確保 ・ 感染状況に応じて、検査の実施場所を地方衛生研究所等から医療機関、民間検査機関（協定締結機関を含む。）へ順次拡大
対応期	・ 国からの要請、支援を受けて、状況に応じて検査体制の拡充・変更 ・ 検査需要を踏まえ、必要な者が検査を受けられるよう、抗原検査キットを確保

⑪保健

ポイント	・ 平時から管内での感染症の発生状況や、国からの情報の収集・分析を行い、有事の際には、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置等の実施により、管内における新型インフルエンザ等の発生状況の把握・分析・まん延防止を図る。
準備期	・ 感染症対応が可能な人材の確保・育成、応援及び受援に関する体制の構築 ・ 保健所、地方衛生研究所等は、優先的に取り組むべき業務の継続のために、業務継続計画を策定 ・ 速やかに感染症有事体制に移行するための、全庁的な研修・訓練の実施 ・ 連携協議会を活用し、平時から関係機関、専門職能団体等との連携を強化
初動期	・ 保健所及び地方衛生研究所等の有事体制への移行準備状況の把握と、検査体制の立ち上げ ・ 県民に対する情報提供・共有体制の構築、リスクコミュニケーションの実施 ・ 管内で疑似症患者発生を把握した際は、積極的疫学調査及び検体採取を実施し、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力要請
対応期	・ 情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援し、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使 ・ 保健所や地方衛生研究所等において、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院調整、健康観察、リスクコミュニケーションの実施 ・ 流行初期は迅速な対応体制への移行と検査体制の拡充、流行初期以降は体制の見直しを実施

⑫物資

ポイント	・ 有事に備えて、医療、検査等を円滑に実施するための必要な物資等の確保に努める。
準備期	・ 国との連携・情報共有 ▶ 有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握 ▶ 供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うための連絡や情報共有 ・ 有事に必要な感染症対策物資等を備蓄、定期的な状況確認 ・ 協定締結医療機関への備蓄推進、備蓄・配置状況の確認
初動期	・ システム等を利用し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認 ・ 医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる際は、国や生産・輸入・販売・貸付けを行う事業者と連携し、必要量を確保
対応期	・ システム等を利用し、協定締結医療機関に対し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認 ・ 緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請 ・ 緊急事態措置を実施するため必要であると認めるときは、特定物資の所有者に対し、売渡しを要請

11

⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

ポイント	・ 有事の際には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し、体制・環境を整備する。
準備期	・ 関係機関との連携や内部部局間での連携のため、情報共有体制の整備 ・ 有時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備 ・ 市町村と連携し、生活支援を要する者への支援等の準備
初動期	・ 事業者や県民等に、事業継続のために必要となる対策の準備等の呼び掛け ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、県民生活及び社会経済活動の安定を確保
対応期	・ 有事やまん延防止措置による、心身への影響に関する施策の実施 ・ 教育と学びの継続に関する支援 ・ 県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給 ・ 事業者の経営及び県民生活への影響を緩和するための事業者に対する支援

12